

原告ら訴訟代理人 弁護士 岩重 佳治 先生
同 弁護士 鴨田 譲 先生
同 弁護士 西川 治 先生
同 弁護士 坂本 通子 先生

今後の機構の方針等について
(東京地裁 令和元年(ワ)12070号)

令和4年10月13日

被告訴訟代理人 弁護士 [REDACTED]

同 弁護士 [REDACTED]

同 弁護士 [REDACTED]

1 独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）は、札幌高等裁判所令和4年5月19日判決（令和3年（ネ）第270号、同第294号）を真摯に受け止め、機構のホームページで公表した内容に基づき、機構において方針を決定し、既に以下の事項について実施しているところである。

（1）保証債務を超える額（分別の利益が当然に効果を生ずることを前提にした額。以下、同じ。）を支払ったことが機構に知れたる保証人に対し、超過額を返金する旨を個別に通知する。

なお、同通知においては、保証人が返金申請できることを理解できるよう平易な説明を行うとともに、主債務者及び連帯保証人（以下「主債務者等」という。）に履行請求する場合があることを必要以上に強調するなど、保証人をして返金申請を殊更に躊躇させ、または自由な意思に基づく判断に支障を來す文言を用いないよう努める。

（2）保証債務を超える額を支払った保証人（その承継人を含む。以下、同じ。）のうち、返金を希望する者に対して、当該超える額に機構がそれに相当する利得を受けた時からの利息を付した額（以下「超過額」という。）を返金する。なお、保証債務の額を超える債務名義に基づき、保証債務の額を超える額を支払った保証人についても同様とする。

（3）機構の文書管理規程により資料・データが廃棄・消去された場合であっても、超過額の返金の有無の判断にあたっては、保証人が返金申請とともに提出した資料のみをもって直ちに判断せず、保証人から経緯等を聴取し、保証人において取得・発見しうる資料についての情報提供を行うなど、丁寧な対応に努める。

（4）保証債務を超えた弁済が無効であることにより、主債務者等に対して請求するにあたり、主債務者等が機構から請求を受けなかった期間など、

具体的な状況を踏まえ、個別に請求の可否、金額等を判断するものとする。また、かかる請求を受けた主債務者等に対する救済制度の適用等について、機構から請求を受けなかったことによる不利益を不当に課すことのないよう配慮するものとする。

2 前記1に記載のほか、以下の事項についても実施することとしている。

なお、本件に限らず、機構は、機構法第3条の目的の実現のために、法令を遵守し、適正な業務の遂行に努めるものとする。

- (1) 保証人による返金申請書の提出期限は目安とし、同期限経過後の返金申請についても柔軟に対応するものとする。
- (2) 機構による時効の援用にあたっては、時効期間の経過のみならず、具体的な事情を踏まえ慎重に判断するものとする。
- (3) 保証債務を超える額を支払う旨の債務名義がある保証人に対し、当該保証人が負う保証債務の額を示し、それを超える額の支払いは不要である旨を個別に通知し、当該超える額の支払いを求めない。
- (4) 保証人に対し、保証債務を超える額の支払いを求めないものとする。保証人に対する督促、請求において、主債務の額を通知する場合、保証人には分別の利益があり、保証債務は主債務の2分の1となる原則を示し、それを超える額の支払義務がないことを明記するものとする。

以上